

第1回議会基本条例検討部会における検討結果について

平成24年11月15日(第1回)の議会基本条例検討部会において、議会基本条例骨子(委員長案)の項目について検討を行った結果、次のような意見等があった。

「2 議会の活動原則」について

【主な意見】

- ・ 「議会の活動原則」というタイトルを分かりやすく「議会の位置付けと役割」としてはどうか。
- ・ 1つ目の項目「○ 議会の位置付け」の本文2行目の「独任制の市長」という表現を「独任制の執行機関である市長」又は「独任制の市長をトップとした執行機関」にすべきではないか。
→ 基本理念について検討したときに、「議会」に対して「市長」という視点で議論をしているので、「執行機関」という文言は入れなくてもよいのではないか。
- ・ 2つ目の項目「○ 議会の役割」のうち、2番目の文「・ 議会に集まる多様な意見～」は、条例の表現としてはふさわしくないため削除してはどうか。ただし、1行目の「論点を明確にし、」という文言は、1番目の文に盛り込んでどうか。

【合意した内容】

- ・ 「議会の活動原則」というタイトルを「議会の位置付けと役割」とする。
- ・ 2つ目の項目「○ 議会の役割」の1番目の文の2行目「活発な審議、討議を行い、」の後に「論点を明確にし、」を加える。
- ・ 「議会の役割」のうち、2番目の文を削除する。

「3 議員の活動原則」について

【主な意見】

- ・ 「議員の活動原則」というタイトルを分かりやすく「議員の位置付けと役割」としてはどうか。
- ・ 3つ目の項目「会派」のうち、2番目の文の記載内容は、会派を結成していない議員に対する配慮を欠いているため、「議員の活動を支えるために会派がある」という観点で、修正を検討してはどうか。
- ・ 神戸市の条例を参考に、会派の役割を「相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図る」等としてはどうか。

- ・ さいたま市の条例を参考に、無所属の議員に配慮する旨の規定を置いてはどうか。

【合意した内容】

- ・ 「議員の活動原則」というタイトルを「議員の位置付けと役割」とする。

「4 市民と議会との関係」について

1 5つ目の項目「○ 情報の公開」について

＜検討留保＞議案説明資料のホームページへの掲載

【主な意見】

- ・ 市民にとって議案の内容を分かりやすくするために、積極的に公開すべき。
- ・ 市民に積極的に情報を開示し、議論に参加してもらうためにも公開すべき。
- ・ 議案の審議は議員の役割であり、あえてホームページに掲載する必要はない。
- ・ 費用が掛かることが懸念される。

【合意した内容】

なし

＜検討留保＞代表質問項目の事前公表

【主な意見】

- ・ 事前公表する場合、外部の団体等から圧力を加えられる可能性があるため、慎重に検討する必要がある。
- ・ 代表質問の前日の夕方頃（代表質問項目の事務局への提出期限）にホームページに掲載してはどうか。

【合意した内容】

- ・ 代表質問項目の事務局への提出期限が代表質問前日の17時までとなっているため、提出時間を早めることも視野に入れて、前日の夕方にホームページに掲載するとの方向で検討する。

2 6つ目の項目「○ 傍聴」について

＜検討留保＞委員会の直接傍聴の実施

【主な意見】

- ・ 安全性の確保の課題がある。
- ・ 出入りを自由にすると、傍聴者がしきりに出たり入ったりして審議の妨げとなることが懸念される。
- ・ 実施するとすれば、身分証明書の提示を求めるなど、一定の身分確認を行っていただきたい。

→ 傍聴の要件は要綱で定められているため、それ以外の要件で傍聴を排除すべきではない。

- ・ 前向きな姿勢が感じられるため、実施すべき。
- ・ 最低限の安全性を確保したうえで試行実施することが望ましい。
- ・ 2番目の文の「より臨場感が伝わり、その場で市民の意見を聴くことが可能となるので、」という文言は条例の内容としてふさわしくないため、削除すべき。
- ・ 2番目の文は、1番目の文の内容に含まれるため削除すべき。

【合意した内容】

1番目の文の表現については、異論がない。

＜検討留保＞委員会のネット中継の実施

【主な意見】

- ・ 実施することで市民参加が促進される。
- ・ 費用面も含めて、実施方法について、引き続き検討していったらどうか。
- ・ 3番目の文の「できるだけ経費をかけない工夫が必要だが、」という文言は条例の内容としてふさわしくないため、削除すべき。
- ・ 3番目の文は、1番目の文の内容に含まれるため削除すべき。
- ・ 費用対効果の面で実施すべきではない。

【合意した内容】

1番目の文の表現については、異論がない。

3 7つ目の項目「○ 広報の充実」について

＜検討留保＞正副議長・委員長による議会活動・委員会活動の情報発信

【合意した内容】

2番目の文「多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。」に含まれる内容であるため、個別には骨子に記載しない。

4 9つ目の項目「○ 議会報告会・意見聴取会」について

＜検討留保＞議会報告会・意見聴取会・出前議会の実施

【主な意見】

- ・ 議会報告会については、審議の過程を報告することも含めて積極的に実施すべき。
- ・ 意見聴取会は、議会報告会の中で質疑応答の時間を設ければよい。
- ・ 「議会の活動に市民が関わる場として設定する。」という文言を「議会の活動に市民が関わる場として開催する。」とした方がよい。

- ・ 意見聴取は、日頃から各議員が取り組んでいるため、議会として開催する必要はない。
- ・ 条例に記載すべきではない。
- ・ 意見聴取は、広聴の一環として実施すべき。

【合意した内容】

なし

5 最後の項目「○ 政策討論会」について

＜検討留保＞政策討論会の実施

【主な意見】

- ・ まずは、議員間討議を優先させるべき。
- ・ 進行役次第で、議論の内容がいかようにも解釈されてしまう。
- ・ まずは、議案について議論することを優先させるべき。
- ・ 議員間討議をやりつつ、行き着くところは政策討論会とすべき。
- ・ 政策討論会を実施することのハードルが高いのであれば、条例には盛り込まない方向で検討してもよい。

【合意した内容】

なし